

## 「株券等貸借取引に関する基本契約書」付属覚書

取引店	口座番号	係
：	：	：
：	：	：
：	：	：

## 「株券等貸借取引に関する基本契約書」 付属覚書

\_\_\_\_\_（以下、甲という）と野村証券株式会社（以下、乙という）は、  
 年 月 日に締結した「株券等貸借取引に関する基本契約書」（以下、基本契約書という）に基づくすべての個別取引に適用される条件として、以下の各事項につき合意する。なお、本覚書中の用語については、本覚書中に別段の定めのある場合を除き、基本契約書中の定義が適用されるものとする。

### 第1条（時価に関する定義）

基本契約書第1条第13号にかかわらず、各計算日における計算時価に関しては以下の区分に応じて算出した価格とする。

- ①上場株式等： 各計算日当日の当該上場株式等が主として取引される取引所金融商品市場における終値（終値がない場合には、最終気配値とし、終値も最終気配値も存在しない場合には、過去に遡って求めた直近日の終値又は最終気配値とするが、当該直近日に終値と最終気配値が両方存在するときには終値とする。）
- なお、上場株式等とは、日本国内のいずれかの取引所金融商品市場に上場された株式及び証券投資信託の受益証券及び投資法人の発行する投資証券をいう。
- ②上記①以外： 個別契約で定める場合を除き、各計算日当日の合理的な価格（かかる価格がない場合には、過去に遡って求めた直近日の合理的な価格とする。）

### 第2条（担保金に関する定義）

- (1) 基本契約書第1条第14号にかかわらず、担保金とは、貸出者が、基本契約書に基づき借入者に対して現在及び将来有する一切の債権を担保するために借入者から受領する金銭をいう。
- (2) 基本契約書第1条第16号に定義する担保金利率は、個別契約で別段の合意がない限り、日本銀行金融市場局が日々発表する無担保コールO/N物レート確報（平均）とする。
- (3) 基本契約書第1条第18号に定義する基準担保金額は、以下の算式により算出するものとする。

基準担保金額 = 時価総額 × 基準担保金率（円未満切り捨て）

時価総額 = 貸借数量 × 貸借対象株券等の時価

ただし、貸借対象株券等の時価とは、本覚書第1条の「各計算日当日」を「基準担保金額計算日の前営業日」と読み替えて算出される価格をもとに両当事者が合意した価格とする。また、約定当日受渡しの新規約定分に関する貸借対象株券等の時価と

は、本覚書第1条の「各計算日当日」を「受渡日の前営業日」と読み替えて算出される価格をもとに両当事者が合意した価格とする。

- (4) 基本契約書第1条第19号に定義する基準担保金率は、個別契約で別段の合意がない限り105%とする。
- (5) 基本契約書第1条第20号に定義する代用価格とは、日本証券業協会の定める「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」を参考に貸出者が定めるものとする。
- (6) 基本契約書第1条第21号に定義する上限許容担保金額は、個別契約で別段の合意がない限り基準担保金額と同額とする。
- (7) 基本契約書第1条第22号に定義する下限許容担保金額は、個別契約で別段の合意がない限り基準担保金額と同額とする。

### 第3条（営業日に関する定義）

基本契約書第1条第23号にかかわらず、営業日とは、日本国内において、甲及び乙がともに営業を行っている日（ただし、甲が個人の場合は、日本国内において乙が営業を行っている日）で、かつ日本国内の主要取引市場が証券取引のために開かれている日をいうものとする。

### 第4条（担保明細書に関する定義）

個別取引に関し担保を差入れる旨合意した場合は、乙が基本契約書に基づき設定された担保金等の明細を記載した担保明細書を作成し甲へ差入れ、甲が確認することとする。なお、当該担保明細書の規定が、基本契約書及び本覚書の内容と相違する場合は、当該担保明細書の規定が基本契約書及び本覚書に優先するものとする。

### 第5条（株券等の貸出及び返還、貸借料の支払）

- (1) 基本契約書第3条第3項に規定する貸借料は、貸借期間中の各日（取引実行日を含み、取引決済日を除く）について各日の時価総額（貸借数量×貸借対象株券等の時価）に貸借料率を乗じ、365で除して算出される金額（小数点第3位を四捨五入）の合計額（小数点以下は切り捨て）とする。

ただし、貸借対象株券等の時価とは、本覚書第1条の「各計算日当日」を「時価計算日当日」と読み替えて定義される価格をもとに両当事者が合意した価格とする。

- (2) 貸借料の支払日は、各月末締め、翌月10日とする。支払日が銀行休業日である場合には、その前銀行営業日とする。

### 第6条（担保金等の差入れ及び返還、金利の支払）

- (1) 甲と乙は、代用有価証券等については、担保の目的で貸借することをここに合意する。
- (2) 借入者が基本契約書に基づき負担する債務を履行しなかった場合には、貸出者は、借入者に事前に通知することなく、かつ法律上の手続によらないで当該代用有価証券等を一般に適当と認められる方法、時期、価格等によって処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず上記債務の弁済に充当すること

ができる。

- (3) 貸出者は、前項によるほか、借入者に通知のうえ、一般に適当と認められる価格、時期等によって上記債務の全部又は一部の弁済に代えて当該代用有価証券等を取得することができる。
- (4) 借入者に債務不履行事由が生じていない限り、当該代用有価証券等の利息及び配当金（中間配当を含む）、収益分配金、分配金は借入者に帰属し、貸出者がこれらを受領したときは、直ちに借入者に返還するものとする。
- (5) 基本契約書第5条第6項に規定する受入れた担保金についての金利は、以下の算式により算出するものとする。

$$1 \text{ 日あたりの金利} = \text{受入れた担保金の額} \times \text{担保金利率} \div 365 \text{（小数点第3位を四捨五入）}$$

$$\text{金利} = \text{計算期間中の各日の金利の合計額（円未満切り捨て）}$$

- (6) 前項に規定する金利の支払日は、各月末締め、翌月10日とする。支払日が銀行休業日である場合には、その前銀行営業日とする。

#### 第7条（不足担保金の追加及び余剰担保金の返還）

- (1) 基本契約書第6条に基づき、両当事者は取引実行日の前営業日から取引決済日の前々営業日までの各営業日（以下、値洗い日という）に、貸借対象株券等の時価を用いて基準担保金額、上限許容担保金額、下限許容担保金額及び担保金額を算出（以下、値洗いという）するものとする。また、新株予約権付与及び株式又は投資口の分割等の事由により、将来、個別取引の貸借数量に新株又は新投資口の数量が加えられる場合に関しては、担保金計算のための貸借数量に、将来加えられるべき数量を加え、担保金を算出するものとする。

ただし、貸借対象株券等の時価とは、本覚書第1条の「各計算日当日」を「値洗い日の前営業日」と読み替えて算出される価格をもとに両当事者が合意した価格とする。

- (2) 個別取引の担保金額が前項により算出された下限許容担保金額を下回る場合には、貸出者は借入者に対し当該個別取引に関して、基準担保金額と当該担保金額の差額を追加担保金として貸出者に差入れることを値洗い日当日の正午までに請求できるものとする。追加担保金の差入れ請求があった場合、又は、値洗い日当日の正午までに借入者が追加担保金を差し入れる旨の通知をした場合には、借入者は値洗い日の翌営業日の午後3時までに追加担保金等を貸出者に差入れるものとする。
- (3) 個別取引の担保金額が本条第1項により算出された上限許容担保金額を上回る場合には、借入者は貸出者に対し当該個別取引に関して、基準担保金額と当該担保金額の差額を余剰担保金として借入者に返還することを値洗い日当日の正午までに請求できるものとする。余剰担保金等の返還請求があった場合には、貸出者は値洗い日の翌営業日の午後3時までに余剰担保金等を借入者に返還するものとする。なお、貸出者は借入者からの請求がなくても、任意に余剰担保金を借入者に返還することができる。
- (4) 前2項の定めにかかわらず、別段の合意により、甲及び乙は、個別取引毎に行う値洗いに代え、甲乙間のすべての個別取引の値洗いを合算して行うことができる。この場合、(イ) 甲を貸出者とするすべての個別取引について、基準担保金額、上限許容担

保金額、下限許容担保金額及び担保金額をそれぞれ合算して、追加担保金又は余剰担保金の金額を算出し、また(ロ)乙を貸出者とするすべての個別取引について基準担保金額、上限許容担保金額、下限許容担保金額及び担保金額をそれぞれ合算して、追加担保金又は余剰担保金の金額を算出し、さらに(ハ)上記(イ)及び(ロ)で得られた金額を差引計算して、甲又は乙のいずれか一方が他方に対し支払うべき差額金を計算するものとする。この差額金については、差額金の請求権者が、値洗い日当日の正午までに支払い請求を行うことができ、支払い請求があった場合には、相手方は値洗い日の翌営業日の午後3時までに差額金を支払うものとする。本項に従った値洗いを行う場合、別段の合意のない限り、差額金の請求権者は、いかなる個別取引につきいかなる金額の担保金の受払いがあったものとみなすべきかを決定するものとする。

#### 第8条(売却目的の個別取引に関する特則)

- (1) 借入者が貸出者より借り入れた株券等を貸出者を通じて売却する目的で行う個別取引(以下、売却目的の個別取引という)について、貸出者は借入者から取引実行日までに貸借対象株券等の時価総額以上の担保金を受け入れるものとする。
- (2) 前条第3項の規定にかかわらず、売却目的の個別取引について借入者が株券等の売却代金を担保金として差し入れている場合は、当該担保金については値洗いによりこれを返還することを要しない。
- (3) 売却目的の個別取引について借入者が株券等の売却代金を担保金として差し入れているときは、前条第4項に定める値洗いが行われる場合であっても、当該個別取引については同項の値洗いの合算からは除外され、個別に値洗いがなされるものとする。

#### 第9条(配当金、収益分配金、分配金、株式又は投資口の分割又は併合及び新株予約権の処理)

- (1) 基本契約書第7条第1項にかかわらず、株券等の貸借期間中に名義人に付与される権利については、株主優待等の名目で支給される物品等及び議決権を除くほか、すべて貸出者に帰属するものとして処理を行う。
- (2) 基本契約書第7条第2項に規定する配当金相当額、収益分配金相当額、分配金相当額は、次の算式により算出され、配当金、収益分配金、分配金の支払日以降直ちに貸出者へ支払われるものとする。

配当金相当額 = 配当金名目額 × 貸借数量 × 配当金相当額計算比率(円未満切捨て)

収益分配金相当額 = 収益分配金名目額 × 貸借数量 × 収益分配金相当額計算比率  
(円未満切捨て)

分配金相当額 = 分配金名目額 × 貸借数量 × 分配金相当額計算比率(円未満切捨て)

但し、配当金名目額、収益分配金名目額、分配金名目額とは発行会社、受託者、投資法人が株主、優先出資者、受益者、投資主に支払う1株当たりの配当金の額(源泉徴収前)、1口当たりの収益分配金、分配金の額(源泉徴収前)とし、配当金相当額計算比率、収益分配金相当額計算比率、分配金相当額計算比率は個別取引契約書又は借用証書に記載する。

- (3) 株券等の貸借期間中に貸借対象株券等に新株予約権が付与される場合は、貸出者は、

新株予約権を行使することを選択して借入者に通知したときは、払込期日までに払込金額に相当する金額を借入者に交付しなければならない。この場合、別段の合意のない限り、新株発行後、個別取引の貸借数量に当該新株の数が加えられるものとする。1 単元未満となる新株又は 1 株に満たない端数が生ずる場合、別段の合意のない限り、当該新株又は当該端数については株券等の返還はなされず、金銭による価額の支払をもって返還がなされるものとする。

- (4) 株券等の貸借期間中に当該株券等について株式または投資口の分割又は併合が行われる場合、効力発生日より分割又は併合後の数量をもって当該株券等にかかる個別取引の貸借数量とする。株式分割又は株式併合により 1 単元未満の新株又は 1 株に満たない端数が生ずる場合及び投資口分割又は投資口併合により 1 口未満の端数が生ずる場合、別段の合意のない限り、当該新株又は当該端数については株券等の返還はなされず、金銭による価額の支払をもって返還がなされるものとする。
- (5) 株券等の貸借期間中に当該株券等の発行会社について合併が行われ、当該株券等について新設会社又は存続会社の株券等が交付される場合、かかる交付された株券等をもって、当該株券等にかかる個別取引の貸借対象銘柄とする。1 単元未満の新株又は 1 株に満たない端数が生ずる場合及び 1 口未満の端数が生ずる場合、別段の合意のない限り、当該新株又は当該端数については株券等の返還はなされず、金銭による価額の支払をもって返還がなされるものとする。
- (6) 本条第 3 項乃至第 5 項に規定する場合のほか、株券等の発行会社より当該株券等の提出が要求され新たな株券等が交付された場合は、新たに交付された株券等が当初の個別取引の貸借対象株券等となるものとする。
- (7) 本条第 3 項乃至第 6 項の規定により個別取引の貸借数量及び対象銘柄が変更された場合、変更された日以降の値洗いは、変更後の貸借数量及び対象銘柄を基準に行われるものとする。
- (8) 1 単元未満の新株の価額は、1 単元の市場価格を参照して算定されるものとし、1 株に満たない端数及び 1 口未満の端数の価額は、それぞれ会社法又は投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、当該株券等の発行会社から交付又は払戻された金額とする。
- (9) 権利落日より権利確定日までの時価に関しては、別段の合意のない限り、分割比率等を考慮し、権利落日以前の価格と連続性をもたせるように修正された時価を使用するものとする。
- (10) 本条第 3 項乃至第 5 項に関し、その効力発生日以前に当該株券等の個別取引が終了した場合、効力発生日に追加されるべき数量をその返還日に返還することは要せず、効力発生日に借入者より貸出者に該当する数量を交付するものとする。1 単元未満の新株又は 1 株に満たない端数が生ずる場合及び 1 口未満の端数が生ずる場合、別段の合意のない限り、当該新株又は当該端数については株券等の返還はなされず、金銭による価額の支払をもって返還がなされるものとする。

#### 第 10 条（貸借期間満了前の株券等の返還）

- (1) 基本契約書第 8 条第 1 項に基づき、甲及び乙は、貸借期間中においても、貸出者は

借入者に対して事前に通知を行うことにより、基本契約書に基づく貸付けに係る株券等の全部又は一部の返還を請求することができること、及び借入者は貸出者に対して事前に通知を行うことにより、基本契約書に基づく貸付けに係る株券等の全部又は一部を返還することができることに合意する。

(2) 基本契約書第8条第4項を、以下の通り読み替える。

第1項の規定により、借入者は、貸出者から返還請求を受けた場合には、正午までに通知を受けた場合は通知日より起算して3営業日以内、正午以降に通知を受けた場合は通知日より起算して4営業日以内に解約の対象とする株券等を返還しなければならない。ただし、両当事者の合意に基づき別に期間を定めたときは、この限りでない。

(3) 基本契約書第8条第5項を、以下の通り読み替える。

第1項の規定により、借入者は貸出者に対して、返還日の前営業日までに通知を行うことにより、株券等を返還することができる。但し、貸出者が認める場合はその限りではない。

#### 第11条（同時履行に関する特則）

基本契約書第9条第1項の規定にかかわらず、貸出者は、売却目的の個別取引については、借入者から貸借対象株券等の返還を受けた後に、速やかに担保金等を借入者に返還するものとする。

#### 第12条（債務不履行による解除）

基本契約書第10条第1号に、金融機関の債務不履行事由として、以下の事項を追加し、そのいずれかに該当することとなった場合は当然にすべての個別契約は解除されるものとする。

- ① 金融業務を行うための免許、登録、認可等（以下、免許等という）の取消があったとき。（但し、当該免許等の取消が業務の一部に対するもので、当該金融機関の財務状況を理由とするものでなく、本基本契約に基づく債務の履行に影響がない場合を除く。）
- ② 政府・監督機関より、金融業務の全部、又は実質的に全部の停止命令があったとき。（但し、当該停止命令が特定の法令違反に起因するもので、当該金融機関の財務状況を理由とするものでなく、本基本契約に基づく債務の履行に影響がない場合を除く。）
- ③ 取締役会その他の意思決定機関（法定のものに限らない。）における金融業務の自主廃業の決定、監督機関その他の第三者への金融業務の自主廃業の意思の書面又は口頭による通知があったとき。
- ④ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第36条又は第37条に基づく、特別公的管理の決定があったとき。
- ⑤ 預金保険法第55条に基づく、保険事故の預金保険機構への通知があったとき。
- ⑥ 預金保険法第56条に基づく、預金保険機構による保険金又は仮払金の支払の決定があったとき。
- ⑦ 預金保険法第61条に基づく、当該金融機関を破綻金融機関とする合併等についての、内閣総理大臣による適格性の認定の申請があったとき。
- ⑧ 預金保険法第62条に基づく、当該金融機関を破綻金融機関とする合併等の内閣総理

大臣によるあっせんがあったとき。

- ⑨ 預金保険法第74条に基づく、金融整理管財人による管理が決定されたとき。
- ⑩ 当該金融機関について預金保険法第102条第1項に定める認定が行われたとき。
- ⑪ 日本銀行法第38条第2項に基づく、特別の条件による資金の貸付実行の決定があったとき。
- ⑫ 金融商品取引法第79条の53に基づき、同条第1項各号、第3項各号、第4項又は第5項に規定のいずれかの通知が投資者保護基金に対しなされたとき。

### 第13条（解除による清算）

- (1) 基本契約書第11条第1項の規定にかかわらず、同項に定める解除当事者の不履行当事者に対する支払は解除の日より10営業日以内になされるものとする。
- (2) 基本契約書第10条に基づき個別契約が解除された場合、借入者は貸借対象株券等につき、貸出者への返還義務等の負担を負わない完全な保有・処分の権能を取得する。
- (3) ある個別契約について取引実行日において株券等の引渡し又は担保金等の差入れがなされる前に債務不履行事由が生じ、当該個別契約が同条に基づき解除された場合は、当該個別契約に係る貸借対象株券等及び担保金のうち引渡し又は差入れのなされなかったものは基本契約書第11条第1項の計算においてこれを算入しないものとする。ただし、本項の規定は基本契約書第11条第2項の適用を妨げるものではない。
- (4) 基本契約書第11条第1項にいう時価、貸借料、遅延損害金等の金額が日本円以外の外貨による場合は、解除当事者が合理的に指定する為替レートにより日本円に換算されるものとする。
- (5) 解除当事者は、基本契約書第11条に定める解除による清算において、その選択により不履行当事者の為に保管する金銭及び不履行当事者が差し入れた証拠金等を諸法令、諸規則、諸約款の定める順序によることなく任意に、基本契約書第11条に定める不履行当事者の解除当事者に対する支払いにあてることができるものとする。
- (6) 基本契約書第13条第4項の規定にかかわらず、解除当事者は、前項に定める方法に加えて、その選択により本件に関して占有する若しくは解除当事者に差し入れられ且つ解除当事者が第三者に再預託した不履行当事者の動産、有価証券等を必要に応じ、諸法令、諸規則、諸約款に定める手続きによることなく、一般に適当と認められる方法、時期、価格により不履行当事者の計算において処分のうえその処分金額から処分費用を差し引いた残額を諸法令、諸規則、諸約款の定める順序によることなく任意に支払いにあてることができるものとする。
- (7) 基本契約書第11条第2項にいう損害には、（解除当事者が借入者の場合）同条第1項の規定がなければ解除当事者が返還義務を負うこととなる貸借対象株券等を個別契約の解除後に解除当事者が処分した場合の、当該処分から得られた金額から処分費用を差し引いた金額が債務不履行時時価を下回る場合の差額、また（解除当事者が貸出者の場合）同条第1項の規定がなければ不履行当事者が返還義務を負うこととなる貸借対象株券等と同一の銘柄、数量の株券等を解除当事者が他より入手した場合（不履行当事者に対する通知の有無を問わない）の、当該株券等の購入代金、購入代金調達のための金利及び売買手数料等、当該株券等を入手するために支出した一切の金銭の

額が債務不履行時時価を超える場合の超過額が含まれるものとする。

#### 第14条（基本契約書第12条に定める時価）

基本契約書第12条に定める時価は、本覚書第1条の「各計算日当日」を「時価計算日の前営業日」と読み替えて算出される価格をもとに両当事者が合意した価格とする。ただし、ここで「時価計算日」とは、基本契約書第12条第1項に定める「当該取引の取引実行日」、「当該取引の取引決済日」、「引渡日」又は「返還日」、若しくは同条第3項に定める「返還若しくは引渡期日」又は「賠償金請求日」をいう。

#### 第15条（差引計算）

基本契約書第13条第1項における債権債務が日本円以外の外貨建てである場合は、解除当事者が合理的に指定する為替レートにより日本円に換算されるものとする。

#### 第16条（オープンエンド取引）

(1) 基本契約書第14条で規定した、オープンエンド取引に関する取引決済日指定の通知は以下の通り行うものとする。

- ① 貸出者からの取引決済日を指定する通知は、指定する取引決済日の4営業日前の正午以前に行うものとする。
- ② 借入者からの取引決済日を指定する通知は、指定された取引決済日より2営業日以上前に行うものとする。但し、貸出者が認める場合はその限りではない。
- ③ 取引決済日指定の通知は、基本契約書第19条に規定する相手方の通知先又は両当事者が別途合意した場合には当該合意に基づく通知先に対して、取引決済日を指定するオープンエンド取引を特定した上で取引決済日を指定して、電話及びファックスの送付により行うものとする。

(2) 貸借料及び金利の算出方式と支払日は以下の通りとする。

- ① 貸借料の算出方式と支払日は、本覚書第5条に従う。
- ② 金利の算出方式と支払日は、本覚書第6条に従う。

#### 第17条（日本時間の採用）

基本契約書、本覚書及び個別取引契約書において指定される日時については、日本時間を採用するものとする。

#### 第18条（貸借対象株券等の上場・登録の廃止）

貸借対象株券等の上場又は店頭登録が廃止となった場合、借入者は、当該貸借対象株券等を返還することを要せず、金銭による価額の支払をもって返還に代えることができる。この場合、甲及び乙は、協議のうえ当該価額を決定するものとする。

#### 第19条（無担保取引のリスク）

貸出者は担保金等を受け入れずに株券等を貸出すことに合意した場合、借入者に債務不履行事由が生じ、基本契約書第11条又は本覚書第13条に定める清算が行われた場合には、

貸出した株券等の時価の範囲内において損失が発生するリスクを有していることを確認する。

#### **第 20 条（残高照合）**

甲及び乙は、相手方（相手方の監査法人を含む）より残高照合に対する回答を求められた場合、速やかに回答するものとする。

#### **第 21 条（取引所等異変）**

金融商品取引所若しくは証券保管振替機構（以下、取引所等という）において、天災、経済事情の激変、その他止むを得ない理由（以下、取引所等異変という）が生じた為に取り引実行日に貸出者から借入者への株券等の受渡が不能となった場合は、取引所等がその決済機能を回復した最初の取引日をもって取引実行日とする。又、取引所等異変により、取引決済日において借入者から貸出者への株券等の受渡が不能となった場合は、取引所等がその決済機能を回復した最初の取引日をもって取引決済日とする。

以上の条項を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙各々が記名押印し交換するものとする。

年 月 日

甲 所在地又は住所

名称又は氏名  
(法人の場合代表者氏名)

印

乙 野村証券株式会社

印



